

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月1日

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国31999ジョージア州コロンバス
ウィントン・ロード1932
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=110.24円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2018年2月1日現在の対顧客電信売相場の値)により換算されている。1円未満の金額は、四捨五入してある。

1 【提出理由】

アフラック・インコーポレーテッド（以下、「当社」）は、平成30年2月6日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出し、米国の税制改革法（以下、「税制改革」）による影響の概算評価額を報告したが、監査済みの財務諸表を含むForm 10-Kの届出の最終化に当たり、税制改革の実行に関連する評価を精査した結果、233百万ドルの追加的な税務上の恩恵を計上し、この調整は、当期純利益をさらに233百万ドル増加させた。そこで、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示している。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

<訂正前>

税制改革による当社への有利な影響の評価額は17億ドル（187,408,000,000円）であり、これにより当社の2017年第4四半期の当期純利益は17億ドル増加し、23億5,100万ドル（259,174,240,000円）となった。この評価額は、当期及び将来において、場合によっては大幅に調整される可能性があり、その要因には、当社の計算についてのさらなる精査、当社が行った解釈と前提の変更、今後発せられる税務ガイダンス及び税制改革の結果として当社がとる行動が含まれる。税制改革が当社に与える影響を除くと、2017年第4四半期の当期純利益は6億5,100万ドル（71,766,240,000円）であった。

<訂正後>

税制改革による当社への有利な影響の評価額は19億ドル（209,456,000,000円）であり、これにより当社の2017年第4四半期の当期純利益は19億ドル増加し、25億8,400万ドル（284,860,160,000円）となった。この評価額は、当期及び将来において、場合によっては大幅に調整される可能性があり、その要因には、当社の計算についてのさらなる精査、当社が行った解釈と前提の変更、今後発せられる税務ガイダンス及び税制改革の結果として当社がとる行動が含まれる。税制改革が当社に与える影響を除くと、2017年第4四半期の当期純利益は6億5,100万ドル（71,766,240,000円）であった。

以上